

[テキストを入力]

# 石山学区災害対策本部(避難所)設置 運営マニュアル(案)

平成 28 年 7 月 9 日初版  
(改訂:平成 30 年 10 月 22 日)  
(改訂:2021年9月 17 日)

石山学区自治連合会・自主防災会

## 目次

1. 南海トラフ巨大地震・・・4
2. 琵琶湖西岸断層帯地震・・・5
3. マニュアルの目的・・・6
4. 災害対策本部の設・・・7
  - (1)設置基準 (2)設置場所、開錠 (3)必要物品
5. 災害対策本部長、副本部長の役割・・・8
6. 災害対策本部の任務・・・8
7. 災害対策本部組織図・・・9
8. 緊急連絡網(年度毎に別紙更新)・・・10
9. 避難所運営・・・11～12
10. 要配慮者対策・・・12(詳細は別紙マニュアル参照)
11. 災害発生時からの対応・・・13～21
  - I. 地震の場合
    - 大地震発生時役員初動基準・・・14
    - 大地震発生時の避難所開設運営要領・・・15
      - 1) 休日、深夜等における施設開設判断・・・16
      - 2) 休日、深夜発生時の施設開錠・・・17
      - 3) 避難所開設の安全点検・・・17～18
      - 4) 避難所の開設作業・・・18～19
      - 5) 避難者の受け入れ・・・18～19
      - 6) 避難所の運営(安定期)・・・20～21
      - 7) 避難所の閉鎖
  - II. 風水害の場合・・・21～22
    - 1) 風水害発生時の避難所開設運営要領・・・23～25
12. 添付資料
  - ・三段階の避難勧告一覧表・・・26
  - ・避難の行動・・・27
  - ・避難所施設被害状況点検シート・・・28
  - ・避難所開設作業チェックシート・・・29
  - ・避難者名簿・・・30
  - ・避難者一覧表・・・31
  - ・避難所状況報告書(第〇報)・・・32
  - ・石山小学校防災倉庫備蓄品一覧・・・33
  - ・石山学区自主防災会防災用資機材保管内訳・・・34
  - ・避難者様へ(お願い)・・・35
  - ・石山学区避難所開設運営上の検討課題・・・36
  - ・石山小学校体育館レイアウト・・・37

・石山市民体育館レイアウト・・・38

・石山中学校体育館レイアウト・・・39

資料1避難準備情報や避難勧告・指示につい

資料2災害時における避難行動

資料3避難行動の目安

**南海トラフ巨大地震**

10年以内20%・20年以内40～50%・30年以内60～70%

大津市の被害想定（冬の夕方）

被害種別		最大震度 6強	
建物被害	全壊棟数	2,398棟	
	半壊棟数	22,183棟	
	全焼棟数	11棟	
	全壊・全焼棟数	350棟	
人的被害	死者数	—	
	負傷者数（ ）内は家具転倒等	103人(46)	
ライフライン機能支障	電力供給施設：停電件数（停電率） 電力供給施設：地震直後の停電件数（停電率）	158,156件 (82%)	
	上水道施設：地震直後の断水人口（断水率）	134,045人 (40%)	
避難者	避難所生活者 下段：全避難者	1日後	1,316人 (2,193人)
		3日後	2,454人 (4,461人)
		1週間後	2,395人 (4,790人)

◆滋賀県地震被害想定（概要版）平成26年3月改訂版より抜粋

**琵琶湖西岸断層帯地震****30年以内1～3%**

大津市・草津市・守山市・栗東市・高島市・野洲市・近江八幡市・湖南市の被害想定

(冬の夕方)

被害種別		対象母数	最大震度 7
建物被害	全壊棟数	565,824 棟	38,504 棟
	半壊棟数		83,856 棟
	全焼棟数	528,453 棟	3,818 棟
	全壊・全焼棟数	565,824 棟	42,322 棟
人的被害	死者数 ( ) 内は家具転倒等	1,410,777 人 (居住人工)	1,992 人(190)
	負傷者数 ( ) 内は家具転倒等		17,199 人(2,513)
ライフライン機能支障	電力供給施設：地震直後の停電件数(停電率)		583,990 件 (63%)
	上水道施設：地震直後の断水人口(断水率)	134,045 人(40%)	697,024 人 (49%)
避難者	避難所生活者 下段：全避難者	1日後	69,737 人 (116,229 人)
		3日後	99,796 人 (181,447 人)
		1週間後	124,767 人 (249,534 人)

◆滋賀県地震被害想定(概要版)平成26年3月改訂版より抜粋

**1. マニュアルの目的**

災害には地

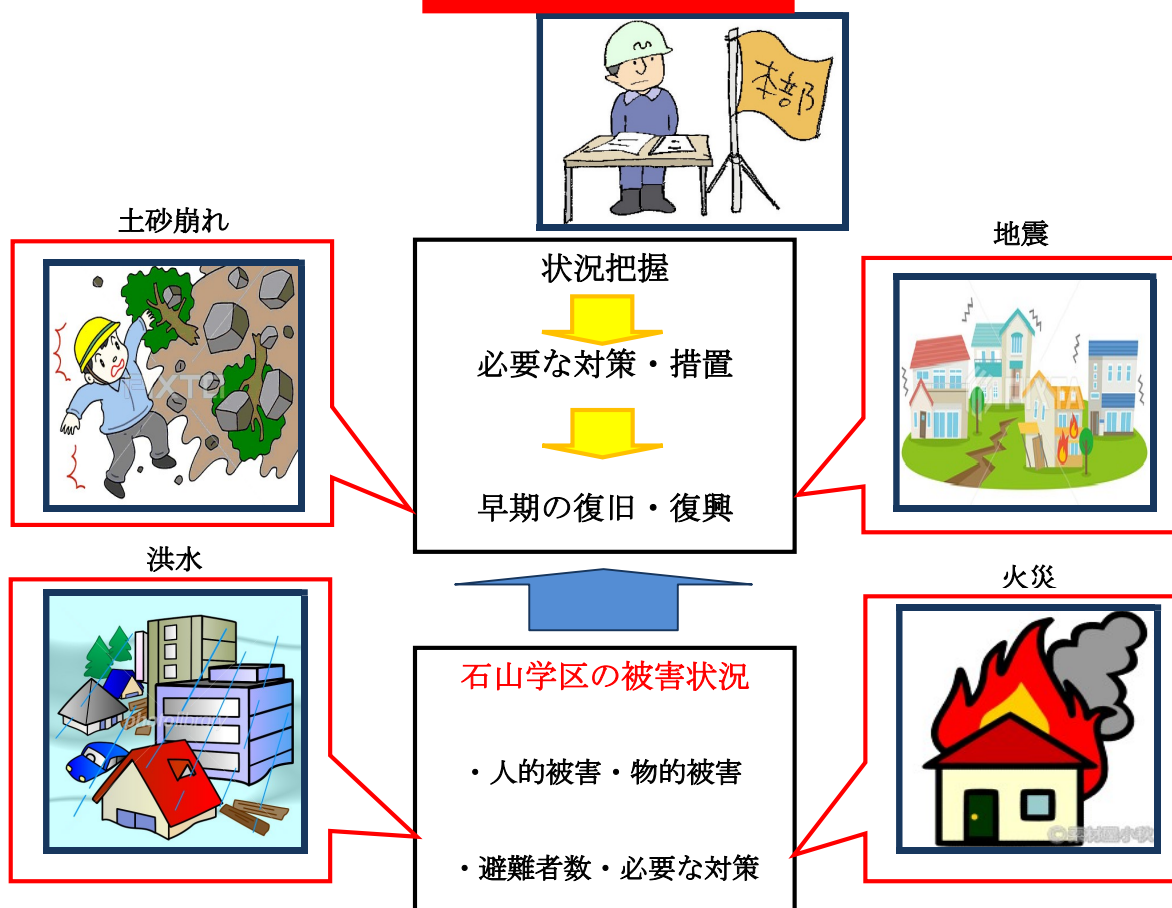
震や洪水・土砂災害などの自然災害の他に、火災、ガス爆発など様々な種類があります。これらの災害を想定して、非常事態に速やかに対応できるように、方針決定機関である本部機構の構成メンバーと設置基準、設置場所と情報収集等の役割分担をあらかじめ決めておく必要があります。更に、本部機構には災害の種類に応じて様々な任務が要求されます。いざという時にすぐ対応できるためには、あらかじめしなければならない任務の内容を想定しておく必要があります。このマニュアルは、地震等の大規模災害が発生した際に、円滑かつ的確に学区災

害対策本部を立上げ、次の基本方針のもとに活動することを目的とするものです。

### 基本方針

1. 人命の保護を最優先する。
2. 早期の復旧・復興を図る。
3. 近隣学区との協力体制を確保する。

### 石山学区災害対策本部



## 2. 災害対策本部の設置

### (1) 設置基準

学区災害対策本部は以下の場合に設置する。

- ・震度5強以上の地震が発生した時
- ・気象特別警報が発令された時
- ・学区内に避難情報(避難準備情報、避難勧告、避難指示)が発令された時
- ・その他、自治連合会長が必要と判断した時
- ・設置基準の詳細は本運営マニュアルP12～P24の災害発生時からの対応の

- I. 大地震の場合の大地震発時役員初動基準及び
- II. 風水害の場合に基づき設置する

※なお、上記の基準には該当しないが、大雨や洪水、暴風等の気象警報発令時や学区自治連合会長が警戒体制をとる必要があると判断した場合には、学区災害警戒本部を設置することができる。

(2)設置場所、開錠（詳細はP15施設開錠を参照）

- ・市民センター内に学区災害対策本部を設置する。但し、市民センター内に設置が不可能な場合は、別の場所に設置するものとする。
- ・鍵の開錠については、支所長または初動支所班員、若しくは自治連合会、石山学区自主防災会の鍵保管者が行う。

(3)必要物品（詳細は添付資料〇〇を参照）

災害対策本部で使用する物品等についてはあらかじめ準備しておく。

（参考例）

電話機、携帯電話、ファックス、パソコン、プリンター、コピー機、学区域地図、組織図、学区民名簿、救急箱、飲料水、非常食料、毛布など

### 3.災害対策本部長、副本部長の役割

(1)学区災害対策本部を設置した場合は自治連合会長が本部長となり、自主防災会長、自治連合会副会長が副本部長となる。

(2)本部長は災害発生時には、災害対策本部を代表し、活動の指示や統括を行う。

(3)市など防災機関との連絡調整、他の関係機関への要請等を行う。

(4)副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在あるいは事故等がある場合は副本部長が職務を代行する。

### 4.災害対策本部の任務

(1)学区内の被害状況等の情報の集約

(2)学区住民への情報提供

(3)本部員、自治会の人員及び保安措置状況の把握

(4)関係団体との連携、協力

(5)災害ボランティア等の防災関係団体との調整

(6)避難所の運営

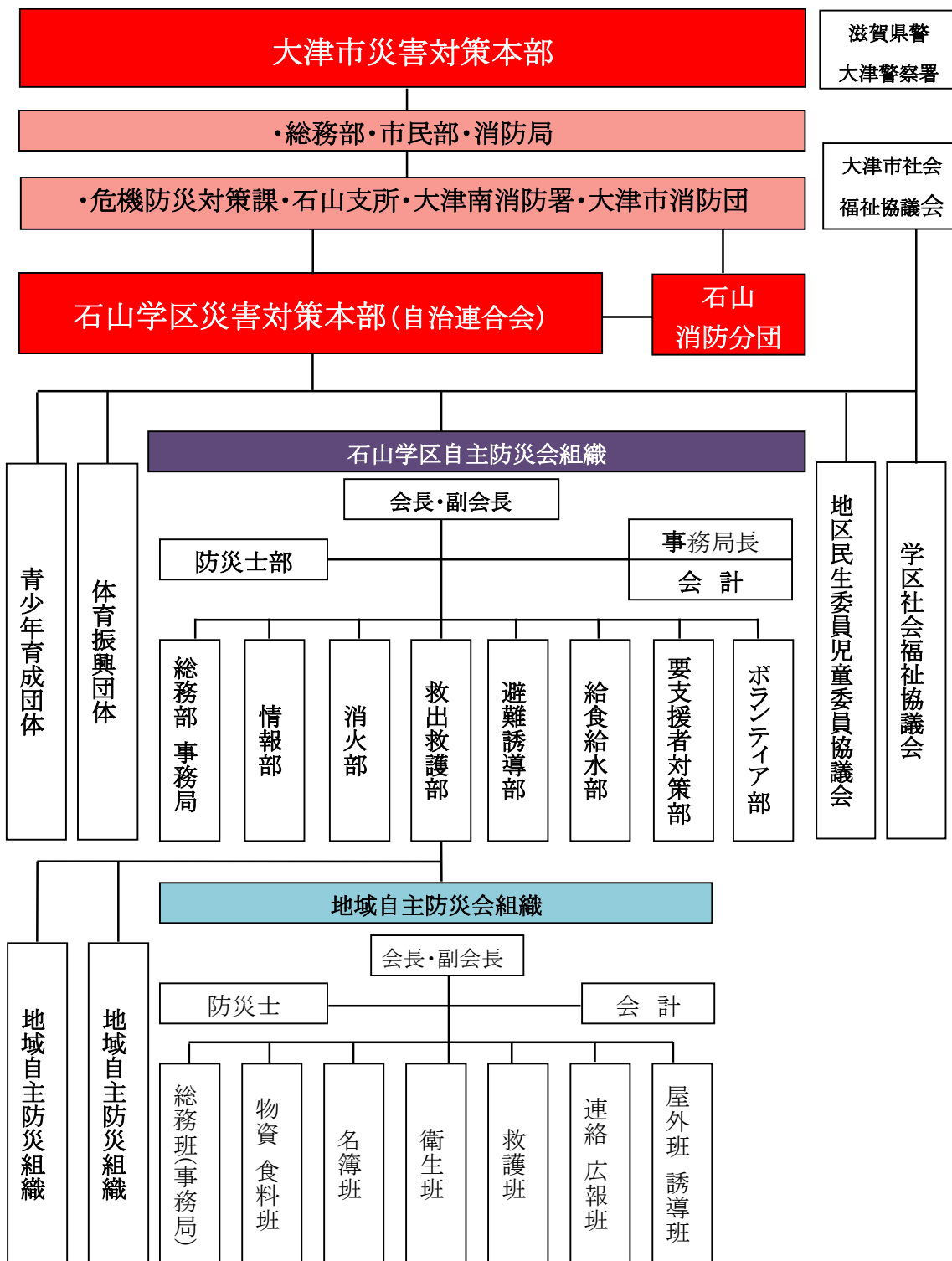
(7)他の学区との情報交換、支援要請

(8)市災害対策本部との連絡調整

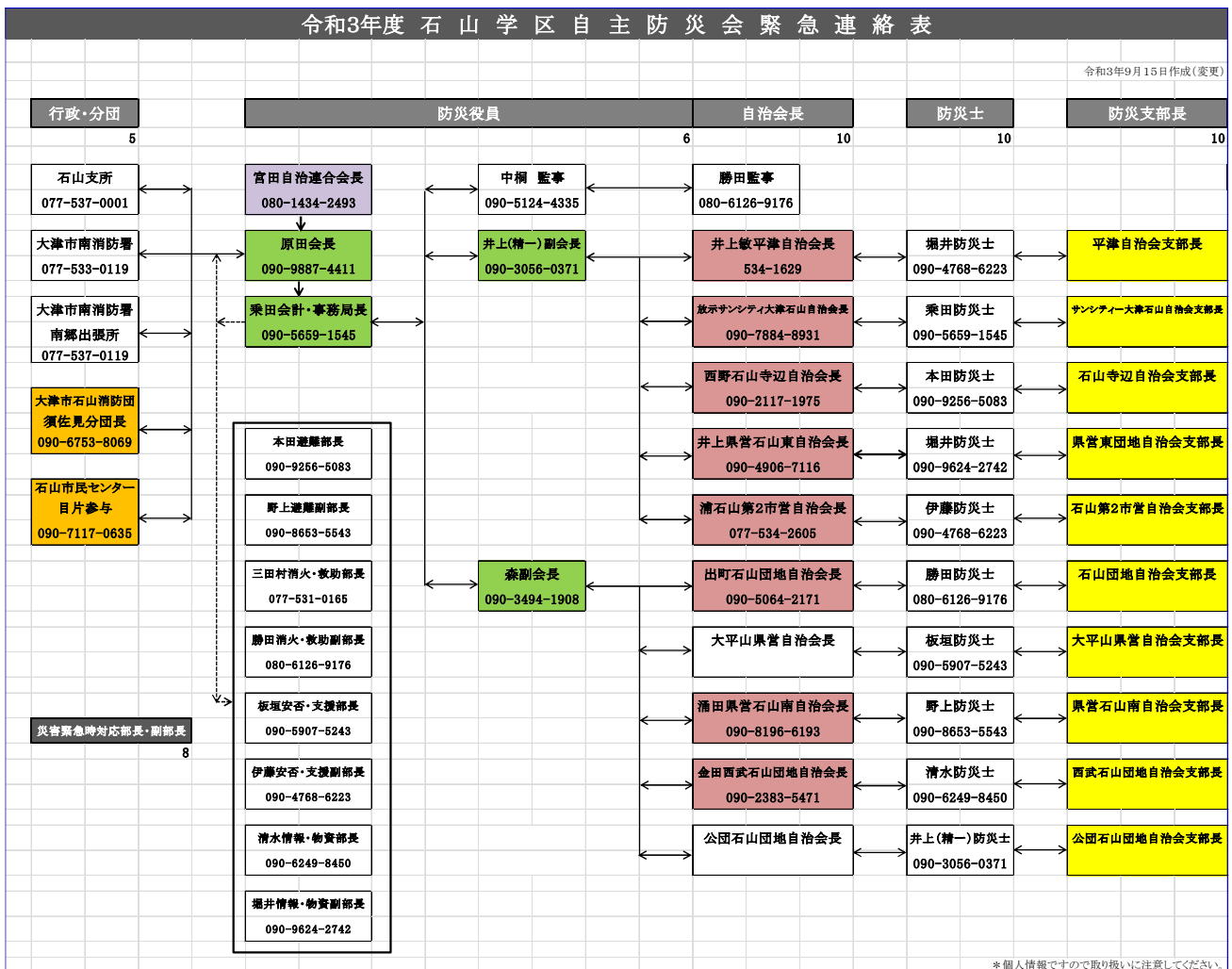
(9)初動支所班との連携

(10)その他、必要と認めること

5.災害対策本部組織図







※この連絡網は、市災害対策本部からの情報伝達連絡用としても使用されることがあります。

※個人情報につき取り扱いに注意してください。

(1)避難所の開設及び運営については、大津市避難所運営マニュアルを参照。

(運営詳細はP12の災害発生時からの対応を参照)

## 7.避難所運営

### ・地震の場合

避難所のセーフティチェックで施設の安全が確認できた場合は、施設管理者が避難所を開錠し、市の担当者、施設管理者とともに3者が連携して避難所運営を行う。

### ・風水害の場合

気象警報や土砂災害警戒情報に伴い、避難準備情報等が発令された場合は、施設管理者が避難所を開錠し、市の担当者、施設管理者とともに3者が連携して避難所運営を行う。

(2)避難所一覧

### 指定避難所

地震、風水害、火災等の災害発生により、住家が損壊・倒壊、浸水、焼失し、またはその恐れがある場合に、一時的に身の安全を確保するための施設です。大津市では、学校・園(主として体育館や遊戯室)や市民センター(公民館)などの建物を中心に指定している。

1	石山市民センター	大津市石山寺三丁目 15-15	077-537-0001
2	石山小学校体育館	大津市石山寺三丁目 11-20	077-537-0014
3	石山中学校体育館	大津市平津一丁目 23-1	077-537-0070
4	石山幼稚園	大津市石山寺三丁目 17-8	077-537-2424
5	石山市民体育館	大津市石山寺三丁目 10-35	077-537-2227
6	大津清陵高校体育館	大津市大平一丁目 14-1	077-537-5004

### 指定福祉避難所

高齢者や障害者など、災害時、一般の避難所での生活に支障をきたす方を対象に、二次的な避難所として開設する施設です

1	【福祉】平保育園	大津市大平二丁目 33-22	077-534-1750
---	----------	----------------	--------------

### 提携避難場所 西武石山団地自治会が災害時に利用できる施設

1	滋賀刑務所		
---	-------	--	--

### 指定緊急避難場所

大規模な地震や火災等の災害発生により、住家が倒壊及びその恐れがある場合、また火災の発生や延焼の恐れがある場合に、住民が一時的に身の安全を確保するために避難する場所です。大津市では学校園のグラウンドや公園などを中心に指定している

1	大津清陵高校グラウンド	大津市大平一丁目 14-1
2	石山公園(石山寺駐車場含む)	大津市石山寺三丁目 2
3	大平保育園グラウンド	大津市大平二丁目 33-22
4	石山幼稚園グラウンド	大津市石山寺三丁目 17-8
5	石山小学校グラウンド	大津市石山寺三丁目 11-20
6	石山中学校グラウンド	大津市平津一丁目 23-1
7	石山市民センター	大津市石山寺三丁目 15-15
8	石山小学校体育館	大津市石山寺三丁目 11-20
9	石山中学校体育館	大津市平津一丁目 23-1
10	石山幼稚園	大津市石山寺三丁目 17-8
11	石山市民体育館	大津市石山寺三丁目 10-35
12	大津清陵高校体育館	大津市大平一丁目 14-1
13	滋賀大学教育学部	大津市平津二丁目 5-1 他

## 8.要配慮者対策

### (1)避難時における支援体制

避難行動要支援者対策は、大津市が平成27年3月の定めた大津市避難行動要支援者避難プラン(全体計画)に基づき実施する。

また、本部長は、市が避難情報を発令したとき、又は本部長が必要であると認めたときは、避難行動要支援者及び避難支援者へ情報伝達を行うとともに、避難誘導部長に避難行動要支援者の避難支援を指示し、安否確認に努める。緊急の場合は、本部長の指示がなくても避難支援を行う。自主防災組織等においても支援が実施できないときは、市へ支援要請する。

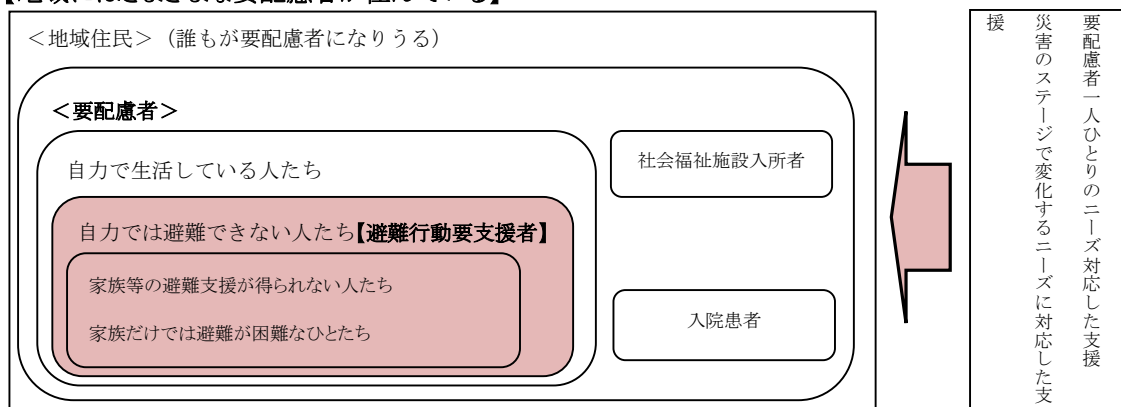
### (2)避難所等における支援体制

避難所において必要となる要配慮者支援に関する相談や要配慮者のニーズ等に対し、連携して支援を実施する。

### (3)その他

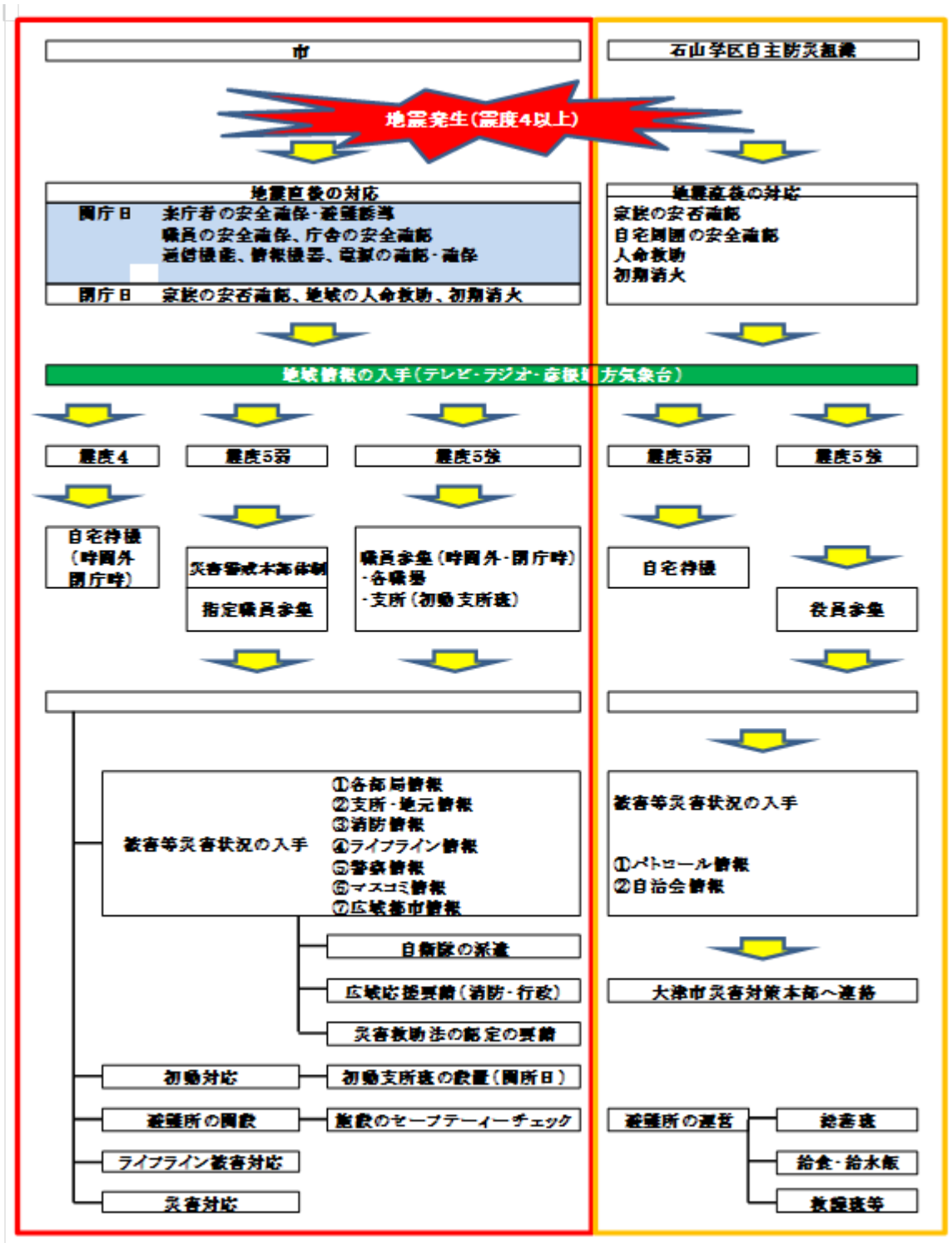
突発的な事故、事件等が発生した場合は石山学区自治連合会、自主防災会が連携して支援を実施する。

### 【地域にはさまざまな要配慮者が住んでいる】










(1)地震の場合

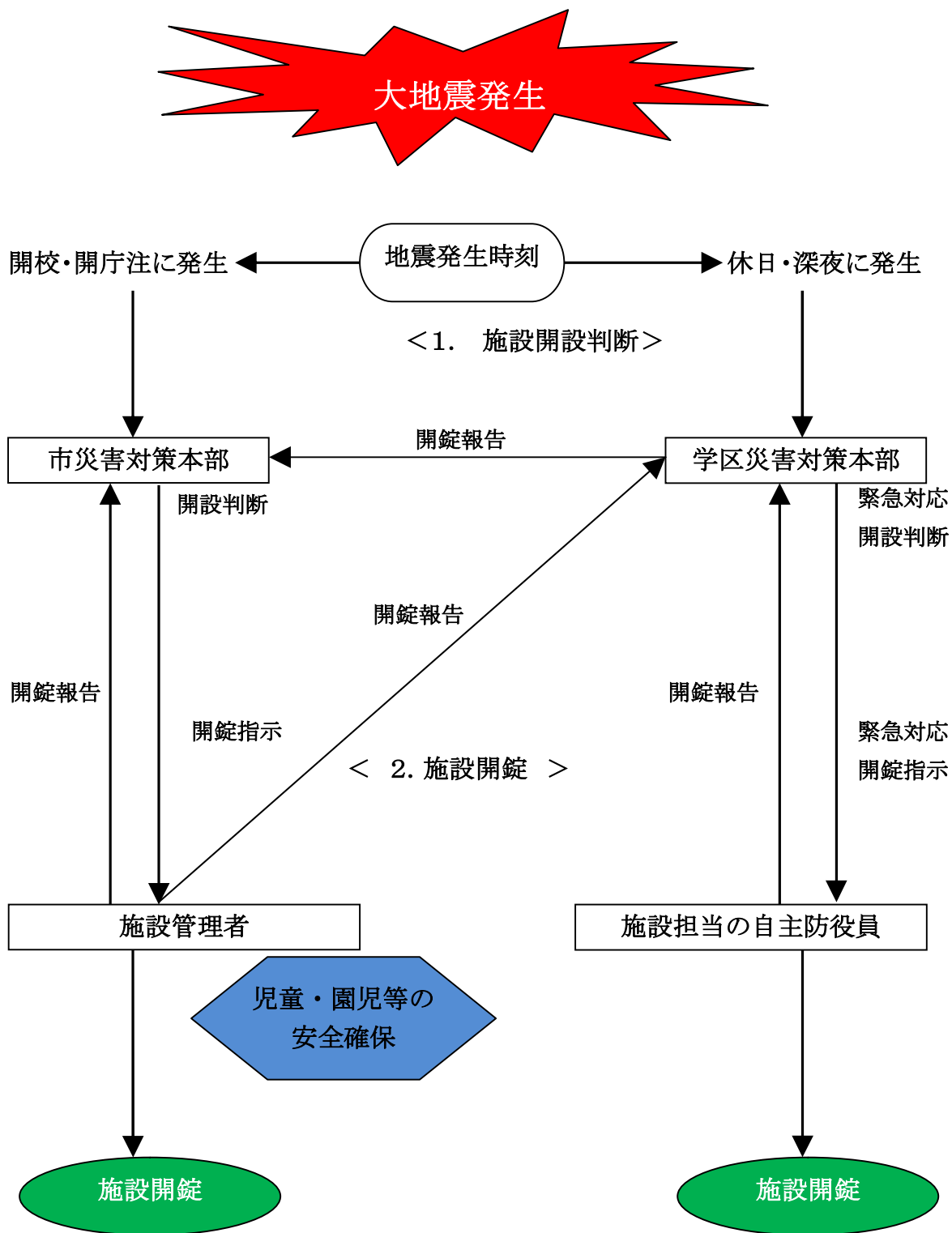
9.災害発生時からの対応



## 大地震発生時役員初動基準

震度	住民の行動	自主防災役員 ・防災士の対応	学区の自主防役員の 対応
震度4		自宅	自宅
震度5	原則として自宅  (状況により避難される方あり)	被害状況に応じ自治会、自主防幹部・防災士は自治会館出動    町内被害情報収集支所に伝達	被害状況に応じ自治会、自主防幹部・防災士は支所出動    各町の被害情報収集大津市災害対策本部へ伝達
震度5強以上  (大地震)	組役員＋住民一時避難所避難    避難者の安否確認 怪我人救出 要配慮者の避難支援 消化活動    指定避難所へ避難	自治会、自主防役員自治会館出動    被災情報の収集・伝達  住民避難誘導 要援護者避難確認 火災消火等の活動	自治連会長、自主防会長、初動支所班支所出動    学区災害対策本部設置    被災情報の収集 会長以外の役員は、担当避難所に出動 休日・深夜の災害発生の場合、緊急対応として学区自主防が避難所の開設判断及び開錠をおこなう

# I 大地震発生時の避難所開設・運営要領



### 1. 休日・深夜等における施設開設判断

大地震が発生したとき、原則として施設の開設判断は市対策本部が行う。

しかし、休日・深夜に発生した場合は、し災害対策本部の開設判断が相当遅れる事態が予想される。

この場合は、学区対策本部が、学区内の被害状況等を総合的に勘案して・緊急対応として市対策本部に代わり避難所施設開設の判断を行う。

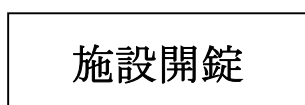
### 2. 休日・深夜発生時の施設開錠

(1) 学区災害対策本部が施設開錠を判断した場合、直ちに施設の鍵保管者に対し施設開錠の指示を行う。

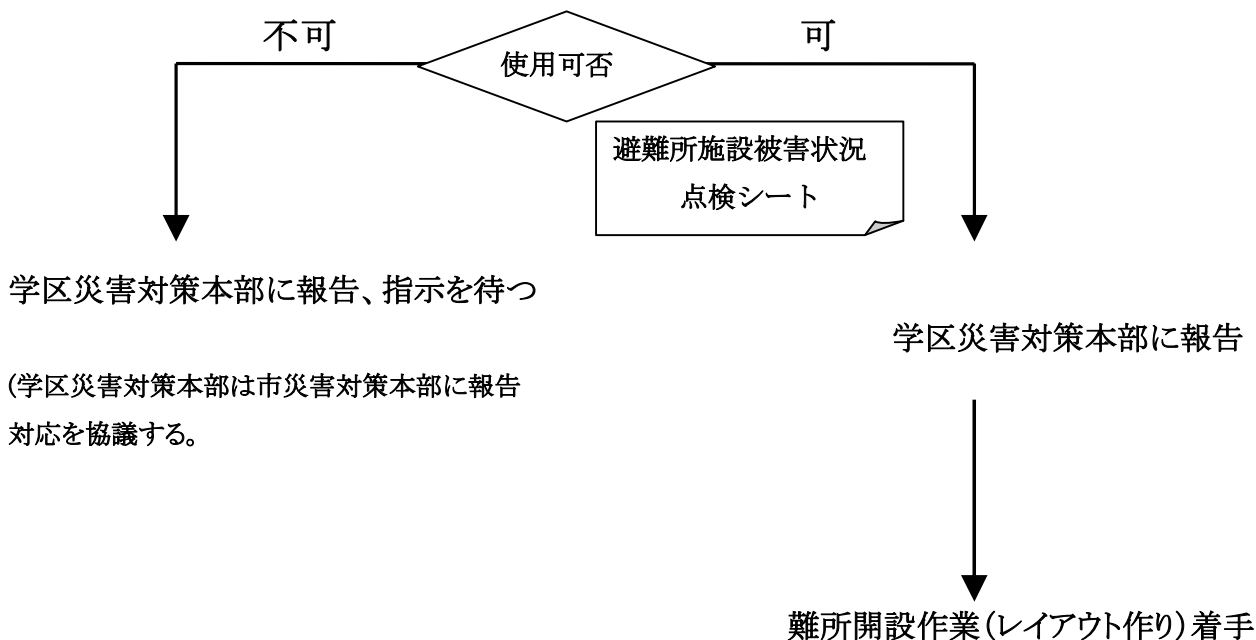
但し、携帯電話等不通の場合は、施設担当役員及び鍵保管者の判断で開錠する。

(2) 鍵保管者が開錠した場合は、速やかに学区災害対策本部報告、学区災害対策本部は、その旨を市対策本部に報告する。

(3) 施設の担当役員及び鍵保管者は、毎年年度初めに自主防役員の中から選任する。



### <3. 避難所施設安全点検>



### 3. 避難所施設の安全点検

避難所施設を開錠した場合、直ちに「避難所施設被害状況点検シート」P27に基づき、避難所施設の安全点検を行う。

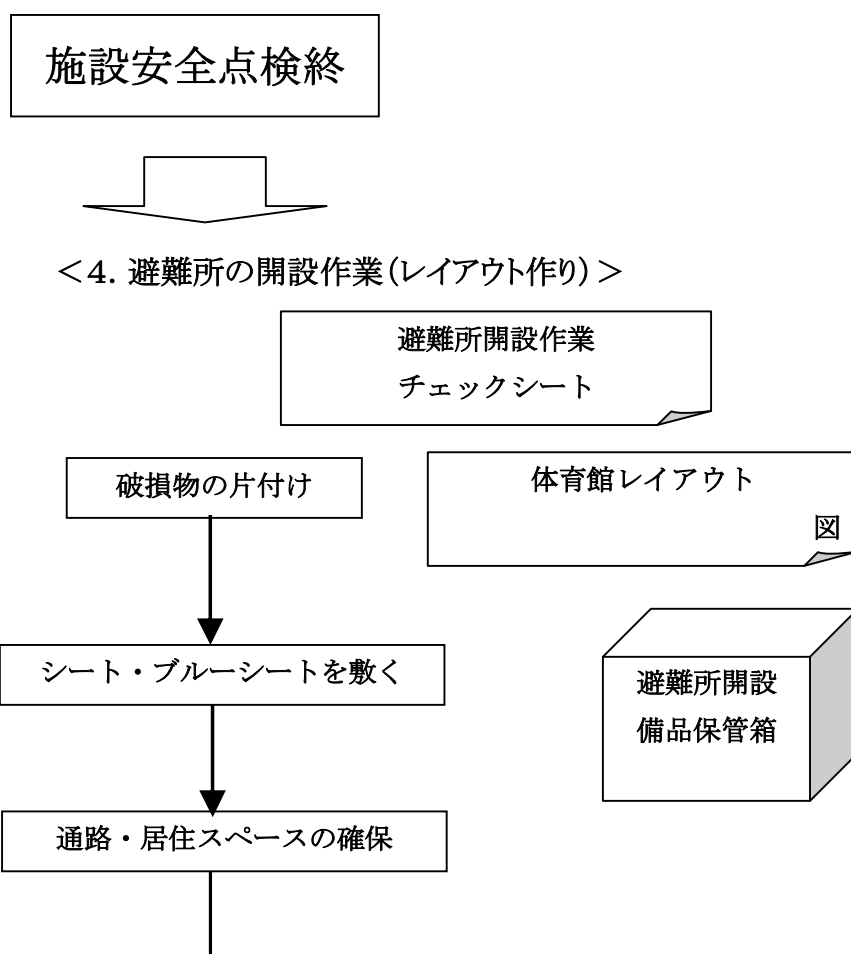
(1) 施設安全点検及びレイアウト作りが完了するまで、避難者は自治会ごとに施設外広場で待機をお願いします。

但し、避難者の中に怪我人、重病者など要支援者がおられる場合は、優先的に避難スペースを確保して入室できるよう配慮する。

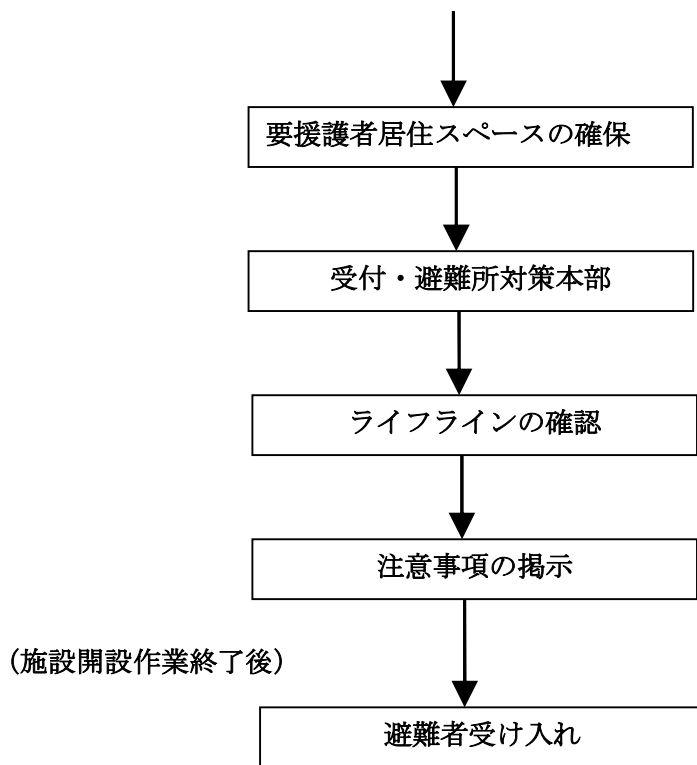
- (2) 施設の安全点検は原則として二人一組で行い、点検者の安全を最優先し、外壁、基礎回りなど安全な場所から目視で行う。
- (3) 点検途中で余震があった場合は、点検を中断して安全な場所に避難する。
- (4) 安全点検完了次第。使用不可について学区災害対策本部に報告し、使用不可の場合は、学区災害対策本部の指示を待つ。

<使用不可の場合、予想される対応>

- ① 他の指定避難所へ移動してもらう。
- ② 避難場所(グラウンド、公園広場)テントを設営し仮避難してもらう。



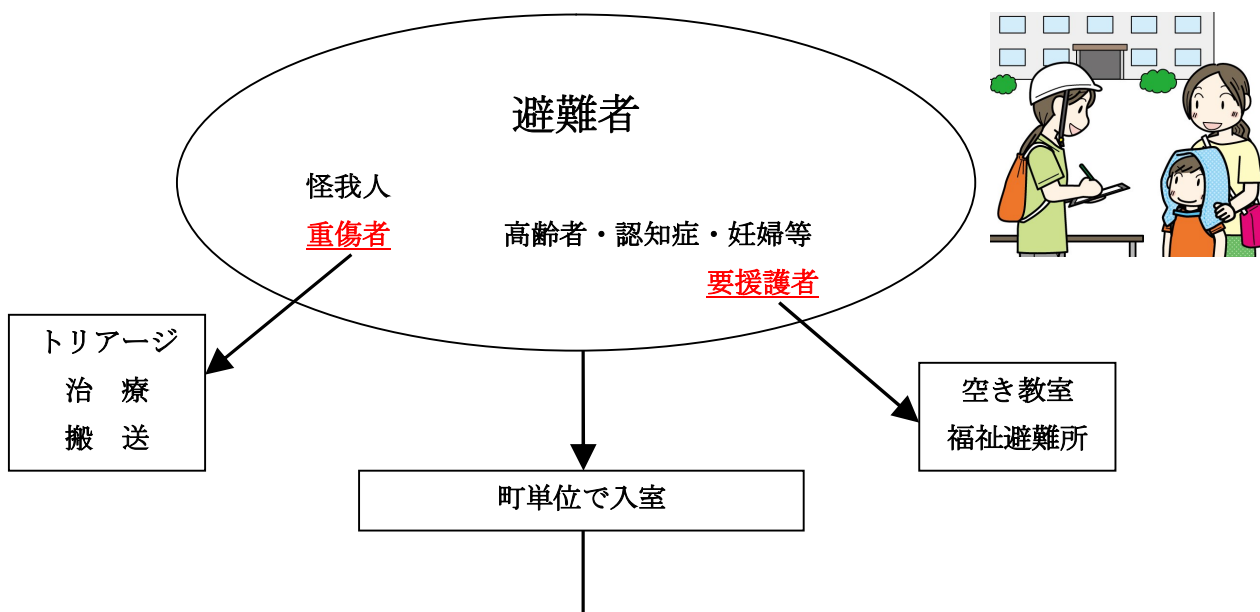


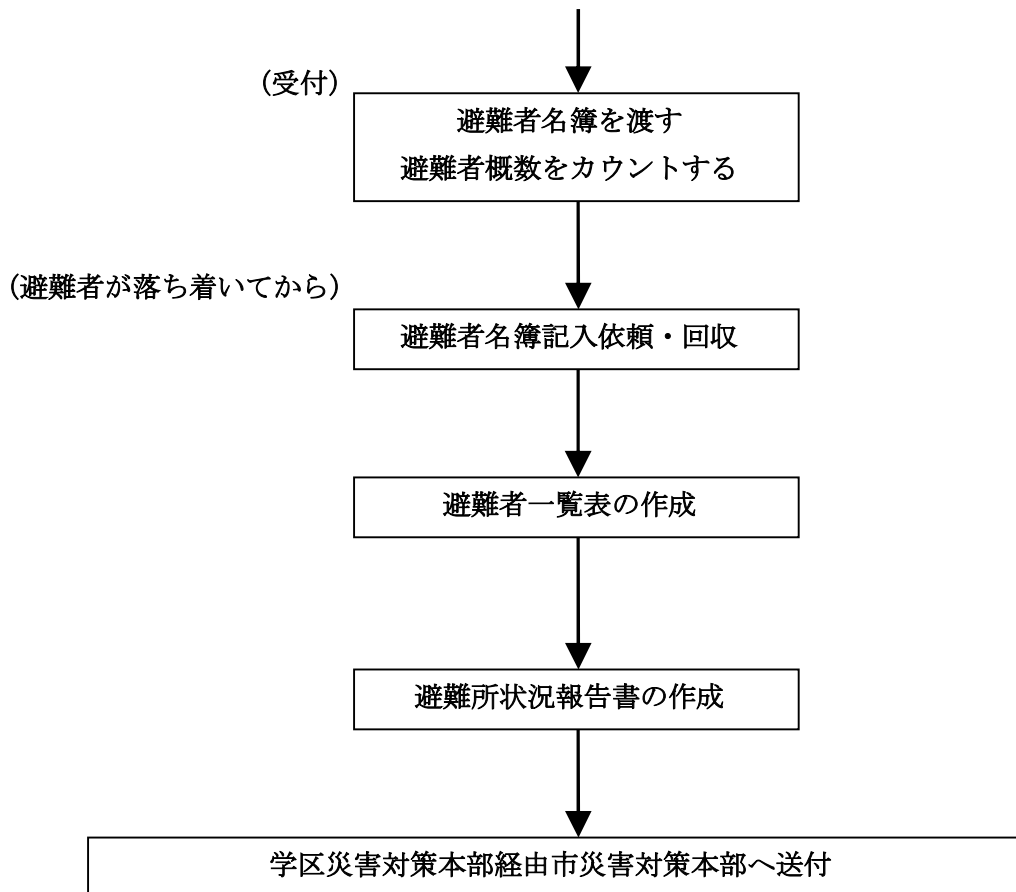


4. 避難所の開設作業

施設の安全点検終了次第、「避難所開設作業チェックシート」P28に基づき、避難所開設作業を行う。(P10参照) 指定避難所6ヶ所  
 石山小学校体育館、石山市民体育館等、避難所居住スペースのレイアウトは添付レイアウト図面に基づき実施する。

<5. 避難者の受け入れ>





## 5. 避難者の受け入れ

避難所施設の安全点検、レイアウト完了次第、避難者を施設内に受け入れる。

- (1) 避難者は原則として町自治会・組単位ごとに入室してもらう。
- (2) 受付担当者は、町別に避難者数をカウントするとともに、世帯代表者に「避難者名簿」を渡すが、記入は落ち着いた段階で記入してもらう。
- (3) 怪我人、重傷者がいる場合は、優先して救護、医療班によるトリアージ、治療、医療機関への搬送措置が講じられるよう最大の配慮を行う。
- (4) 高齢者、病人、妊婦などの要援護者は、空き教室・福祉避難所の確保等の配慮を行う。
- (5) あらかじめ町別避難者数の予測は困難なため、町別居住者スペースの区分表示は行わないものとする。
- (6) 避難者数が居住スペースを超える事態が生じた場合は、学区災害対策本部の連絡・協議のうえ、他の入室可能な避難所施設へ移動をお願いする。
- (7) 市担当者の到着時刻が不明または大幅に遅れる場合、自主防役員は、次の業務を行う。
  - ① 避難者名簿の回収
  - ② 避難者一覧表及び避難所状況報告書の作成並びに学区災害対策本部

市災害対策本部への送付

## 6. 避難所の運営(安定期)

- (1) 発災当日の避難所開設作業が終了し、応急的な対応が落ち着いた段階で「避難所運営委員会」を設置する。

避難所の運営主体は、避難者の自立再建の原則に基づき、避難者の中から互選で選出した避難所運営委員会が担当する。

(2) 避難所運営委員会の構成と活動内容

班名	活動内容
(1) 総務班	学区災害対策本部との連絡調整、運営委員会事務局、秩序維持、消灯、火気管理等避難所の全体管理、ボランティア受け入れ、その他
(2) 名簿班	避難者名簿の作成・管理、在宅名簿の作成・管理、入退所・外泊の管理、安否確認等問い合わせへの対応、その他
(3) 食料班	不足する食料の要請、受け入れ、管理、配給、炊き出しの実施
(4) 物資班	生活物資の配給、不足する物資の要請等
(5) 救護班	怪我人の治療・応急措置、高齢者、障害者、妊婦、子供達等要援護者への対応、その他
(6) 衛生班	生活用水の確保、ゴミ、トイレ・清掃・ペットの関すること、健康管理、防疫に関する対応、その他
(7) 連絡・広報班	情報収集・発信・伝達、生活ルールの周知、マスコミ対応
(8) 屋外班	避難所周辺の屋外避難者の把握、健康管理等の対応等
(9) 誘導班	避難所周辺の交通整理、避難所の各窓口への案内、誘導、その他
(10) その他	必要となる班(施設管理班・ボランティア調整班等)

(3) 運営委員会の開催

- ① 開催日 毎日1回
- ② メンバー 会長、副会長、班長、自治会組(班)長、市担当者、施設管理者
- ③ 事務局 総務班

(4) 班別会議の開催

班ごとに実務レベルの話し合いを適時開催し、その結果を避難運営委員会において報告する。


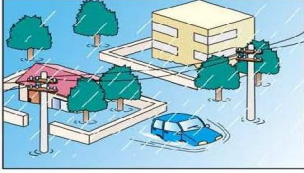

(5) 施設の避難者数が50人以下等の場合は、複数の業務を一つの班で担当するなど委員会構成に配慮する。

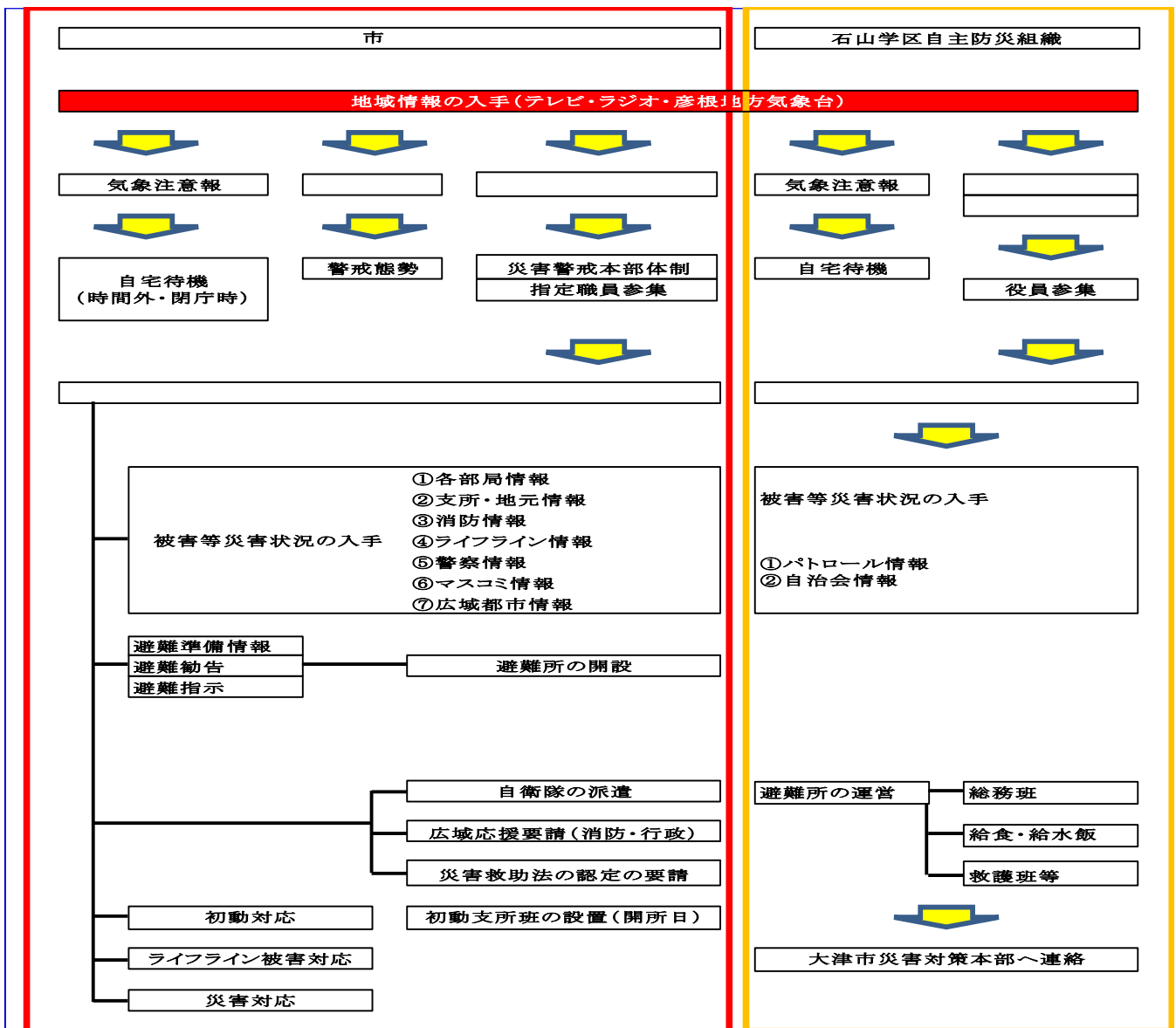
## 7. 避難所の閉鎖

- (1) ライフラインが回復し、仮設住宅への入居が始まると、避難所は撤収・統合に向けた準備に入る。
- (2) 避難所運営委員会は、避難者の状況を勘案しながら、避難所スペースの縮小・統合を行う。
- (3) 避難所を閉鎖する場合は、避難者の協力を得て、避難所施設内の清掃、備蓄物等の片付け・撤去を行い、施設管理者の点検を受ける。

## 9.災害発生時からの対応



### (2)風水害の場合

台 風	集 中 豪 雨	土 砂 災 害
		
<p>日本列島には、毎年多数の台風が接近し、又は上陸し、強風と大雨により度々大きな被害に遭っています。台風情報に注意して被害が出ないように備えましょう。</p>	<p>集中豪雨は、短時間のうちに狭い地域に集中して降る豪雨のことで、予測は比較的困難です。中小河川の氾濫や崖崩れなどによる大きな被害が予想されるので、崖付近や造成地などでは気象情報に十分注意し、万全の対策を執るようにしましょう。</p>	<p>海老名市には、63か所の急傾斜地崩壊危険箇所があります。これらの地域は、台風や集中豪雨、地震などにより、大きな被害を被ることが考えられるので、地域ぐるみで十分な注意をしましょう。</p>



## II 風水害発生時、避難所開設・運営要領

## 風水害発生時、役員初動基準

警報・避難情報	住民の予想行動	地域防災会役員・防災士の対応	学区防災会役員の対応
注意報発令 大雨警報発令		自宅待機	自宅待機
暴風・大雨・洪水警報 土砂災害警戒警報  多羅川氾濫警報等の発令	避難所へ自主避難される方あり  〔自治会館 指定避難場所〕	自治会長、防災会幹部・防災士自治会館 出動  自治会館を避難所に使用することの可否につき協議  当面、冠水・土砂災害の危険がなければ受け入れてもよい。  町内浸水、土砂災害情報の収集	自治連合会長 四役・事務局 初動支所班 支所出動  ・学区内災害情報 &多羅川等の水位情報収集、市災害対策本部へ通報  学区災害対策本部設置
高齢者等避難    避難指示    緊急安全確保	危険区域住民要援護者など避難される方あり  全住民 避難始める  命の危険が迫っており、命を守るための最善な行動を取る	自治会・防災会全役員自治会館出動  避難者受け入れ 活動開始 (広報・誘導等)	全役員、自治連事務局員支所 出動要請 開設する指定避難所及び開設時刻 確認 避難担当役員 決定 避難所へ出動 開設準備開始 避難者受け入れ 活動開始



**高齢者等避難** 警戒レベル3

高齢者や障害のある人は危険な場所から避難しましょう！

**避難指示** 警戒レベル4

危険な場所から全員避難しましょう！

〈警戒レベル4までに必ず避難〉

**緊急避難確保** 警戒レベル5

すでに安全な避難ができず命が危険な状況です！



風水害発生時の場合、当面自治会館が冠水

・土砂災害等の被害の危険がないことを確認できれば、自治会住民に限定して避難所使用することができる。但し、避難所使用開始後、想定を超える長期豪雨により、避難者の生命の安全確保が危惧される場合は、速やかに避難者を最寄りの指定避難所に避難誘導する。

暴風・大雨・洪水警報が発令され場合、町自治会・防砂迂回役員及び防災士は自治会館に出動する。但し、町内河川が危険水位に達した場合、または町内地域において土砂災害発生危険を認知した場合は、上記警報発令前でも出動し、住民の避難広報等について協議する。

- (1) 自治会館を避難所として使用することを決定する場合は、当面自治会館周辺地域が浸水、土砂災害等の危険がないことを確認するとともに、事前にその旨を学区災害対策本部に報告する。
- (2) 万一、自治会館を避難所として使用開始後、自治会館周辺に上記危険が生じ避難者の安全確保が危惧される場合は、学区災害対策本部に報告のうえ、最寄りの指定避難所に避難者を避難誘導する。
- (4) 自治会館を避難所として開設する場合、原則として次の役員を置く。

責任者	1名
副責任者	1名
受付担当	若干名（避難者名簿のとりまとめ等）
広報担当	若干名（災害情報、避難行動等の広報活動）
避難誘導担当	若干名（住民の避難誘導活動）
情報連絡担当	若干名（学区災害対策本部との情報連絡）
食糧・備品担当	若干名（毛布・食糧等の手配・配布）

- (5) 避難者名簿は、避難者が落ち着いてから記入してもらい回収する。
- (6) 避難者の中に高齢者・病人など要援護者がおられる場合、学区災害対策本部に連絡のうえ福祉避難所への移動など適切な措置を講じる。
- (7) ペットの取り扱い、喫煙、飲酒など避難所運営のルールは、必要に応じて掲示のうえ、避難者に周知徹底する。

(添付資料)

高齢者等避難や避難指示について

「高齢者等避難」とは、災害発生の危険性が高まった時に市が発する避難勧告等の一つで、この情報は「避難指示」より前の段階で「人的被害の発生の可能性がある」と判断された時点で発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるもの

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報		相当する警戒レベル	
5	<b>命の危険 直ちに安全確保!</b> ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	<b>緊急安全確保</b> ※必ず発令される情報ではない	大雨特別警報	キキクル (危険度分布) 氾濫発生情報	5相当	
<警戒レベル4までに必ず避難!>						
4	・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	<b>避難指示</b> 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害警戒情報	高潮警報 高潮特別警報	※2 極めて危険 非常に危険 氾濫危険情報	4相当
3	<b>危険な場所から高齢者等は避難</b> ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	<b>高齢者等避難</b> 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	※1 大雨警報 洪水警報	高潮警報に切り替える可能性が高い 注意報	警戒(警報級) 氾濫警戒情報	3相当
2	<b>自らの避難行動を確認</b> ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨警報に切り替える可能性が高い 注意報 大雨注意報 洪水注意報	高潮注意報	注意(注意報級) 氾濫注意情報	2相当
1	<b>災害への心構えを高める</b>	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	早期注意情報(警報級の可能性)			

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

※2 「極めて危険」(濃い紫)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発令された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の紋のみに活用することが考えられます。



## 避難行動の目安

状況	個人の行動	自主防災組織等の行動
大雨に関する気象情報 大雨・洪水注意報	・テレビ、ラジオ、行政の気象情報に注意する。	・テレビ、ラジオ、行政の気象情報に注意する。
大雨・洪水警報	・非常用持ち出し品の点検、避難場所や経路の再確認をする。 ・崖、川、側溝などの危険な場所に近づかない。	・土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の再確認。 (防災マップ) ・要配慮者の確認。
土砂災害警戒情報	・危険な状況と察知したら、早めの自主避難を心がける。 ・避難勧告など市の情報に注意する。	・自主防災会は、災害状況の迅速かつ正確な情報収集に努める。 ・自主防災会は、避難所の開設準備を行う。
高齢者等避難	・避難できるように準備を開始する。 ・高齢者要援護者は避難行動を開始する。 ・市からの広報等情報に注意する	・自主防災会へ避難所の開設指示 ・自主防災会は、速やかに避難所を開設する。 ・自主防災会は、災害状況の迅速かつ正確な情報収集に努める。 ・自主防災会は、市の情報を速やかに住民へ周知する
避難指示	・家族、近隣全員で助け合いながら避難所に速やかに避難所へ避難する。	・関係機関との連携。 ・対象区域住民の居場所と連絡先把握。 ・避難所の円滑な運営。
緊急安全確保	・命の危険が迫っており、命を守るための最善な行動を取る	・関係機関との連携。 ・対象区域住民の居場所と連絡先把握。 ・避難所の円滑な運営。

## 避難所施設被害状況点検シート

点検日 月 日( ) 時 分

建物名称 \_\_\_\_\_ 点検者: ① \_\_\_\_\_

点検者: ② \_\_\_\_\_

1. 建物周辺に地すべり、がけ崩れ、地割れ等が起きているか？  A 起きていない    B 起きている    C ひどく起きている
2. 建物本体あるいは建物周辺の地盤が沈下しているか？  A いいえ    B 10cm以上沈下している    C 20cm以上沈下している
3. 建物が傾斜しているか？  A いいえ    B 傾斜しているような感じがする    C 明らかに傾斜している。
4. 床が壊れているか？  A いいえ    B 少し傾いている。下がっている C 大きく傾斜している。下がっている
5. 壁が壊れている？  A いいえ    B コンクリートが剥がれている。大きなひびが入っている。中の鉄筋が見えている    C 壁が崩れている
6. 外壁モルタル等が落下しているか？  A いいえ    B 落下しかかっている    C 落下している
7. 天井、照明器具が落下しているか？  A いいえ    B 落下しそう(    )    C 落下した(    )
8. ドアや窓が壊れているか？  A いいえ    B ガラスが割れた C 建具、ドアが動きにくい。建具、ドアが動かない

◆Cが一つでもある場合は、避難所として使用できない

## 避難所開設作業チェックシート

チェック日時 月 日( ) 時 分

チェック者 \_\_\_\_\_

項目	内容	確認
破損物の片付け 床シート貼り等	落下物、ガラス破片等の除去、床シート貼り ブルーシート、間仕切り	
館内レイアウト	居住スペース、通路の区別	
	要援護者居住スペースの確保 (高齢者、負傷者、妊産婦、認知症患者等)	
	救護室	
	避難所運営本部(避難所運営委員会室) (机、椅子、黒板、電話等)	
	受付場所(机、椅子、筆記用具、避難者名簿)	
	掲示板	
	非常食・毛布・資材置き場	
	男女別更衣室	
設備・ライフライン	電気・放送設備	
	水道	
	電話・FAX	
	トイレ	
避難者遵守事項の表示	注意事項の掲示	
	立入禁止区域の張り紙	
グラウンドレイアウト	避難者用駐車場	
	支援物資、給水車駐車スペース	
	炊き出し場所	
	仮設トイレ設置場所	
	ペット置き場	

## 避難者名簿

避難者組(町)名

世帯	(フリガナ)			住所	大津市
代表者					
入所 日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分			電話	( )
ご家族氏名 (フリガナ)		避難 状況	年齢	性別	所属 自治会
1				男 女	家屋被害 状況 全壊・半壊・一部損壊・停電 ・ガス停止・断水・電話不通
2				男 女	親族等 連絡先 住所 氏名 電話( )
3				男 女	
4				男 女	車 使用者 のみ 車種 色 ナンバー
5				男 女	
(ご家族に病人等、特別の配慮を必要とされる方がおられる場合は、お名前と状況をお書き下さい) (お名前) (状況)					
個人情報の 取り扱い	ご家族の方々等に安否をお知らせするため、住所、性別を公表し、また、他からの問い合わせに回答する予定ですが、希望しない場合は、右の欄を「○」で囲んで下さい。				希望しない

避難状況欄には、次の記号を書いて下さい。

ア 避難所    イ テント    ウ 車    エ 在宅避難者    オ 帰宅困難者    カ その他

・在宅避難者とは、ガス停止等のため、避難所に施設を利用したり、食事・物資の配給を受ける方

・帰宅困難者とは、石山学区にお住まいの方で、交通機関、道路事情などで自宅に帰れない方

(避難者の方へ)

○この名簿を提出することで、避難登録され、避難所での生活支援が受けられます。

○内容に変更有る場合は、速やかに申し出て下さい。

退所日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分				
転出先	住所 氏名	電話 ( )			

# 避難者一覧表

番号	区分	氏名	状態	年齢	性別	住所 電話番号	避難所名		情報	要援助者の場合、 要
							入所日時	退所日時		
1						( )	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
							月 日 時 分	月 日 時 分		
2						( )	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
							月 日 時 分	月 日 時 分		
3						( )	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
							月 日 時 分	月 日 時 分		
4						( )	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
							月 日 時 分	月 日 時 分		
5						( )	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
							月 日 時 分	月 日 時 分		
6						( )	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
							月 日 時 分	月 日 時 分		
7						( )	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
							月 日 時 分	月 日 時 分		
8						( )	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
							月 日 時 分	月 日 時 分		
9						( )	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
							月 日 時 分	月 日 時 分		
10						( )	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
							月 日 時 分	月 日 時 分		
11						( )	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
							月 日 時 分	月 日 時 分		
12						( )	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
							月 日 時 分	月 日 時 分		
13						( )	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
							月 日 時 分	月 日 時 分		
14						( )	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
							月 日 時 分	月 日 時 分		
15						( )	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
							月 日 時 分	月 日 時 分		

## 避難所状況報告書(第 報)

石山学区災害対策本部經由大津市災害対策本部宛

避難所名	石山学区	報告日時	月 日 時 分
報告者			
報告手段	FAX ・ 電話 ・ 伝令 ・ その他		
避難者世帯数及び人数	世帯	人	
病人	人 (状況)		
怪我人	人 (状況)		
避難所施設 ライフライン	停電 ・ 断水 ・ ガス停止 ・ 電話不通		
避難所施設 周辺の地域 の状況	建物倒壊	あり	なし
	火災	あり	なし
	土砂崩れ	あり	なし
	道路状況	通行可 ・ 渋滞 ・ 通行不可	
	ライフライン	停電 ・ 断水 ・ ガス停止 ・ 電話不通	
その他の参考情報 (出動自主 防災役員名 等)			

※第1報は、開設後できるだけ早くに。 第2報以降は、概ね3時間おきに。

### 石山小学校防災倉庫備蓄品一覧

#### 【食料品】

(平成28年3月23日納入)

品目	賞味期限	箱数	食数
栄養ようかん 1箱20box入 (1box2食)	2019/7	5	200
五目飯 1箱50食 (1箱5Kg)	2020/1	5	250
クラッカー 1箱2缶 (1缶35食入)	2020/8	5	350

#### 【生活用品】

品目	賞味期限	箱数	総数
毛布 1箱10枚入	-	25	250枚
大人用オムツ 1箱80枚入	-	3	240枚
子供用オムツ 1袋90枚入	-	1	252枚
生理用品 1箱36パック (1パック26枚入)	-	1	936枚
簡易トイレ 1箱5台入	-	1	5台 (処理袋250枚)

※その他、非常ランタン・避難所運営マニュアルあり

※石山支所に・五目飯50食・クラッカー70食・毛布10枚備蓄

□石山小学校防災倉庫



- ・平成28年2月設置
- ・鍵は小学校、支所、危機・防災対策課で所有
- ・今後、石山中学校にも防災倉庫設置予定

石山小学校防災倉庫



(平成28年3月23日物資納入)

## 石山学区自主防災会 防災用資機材保管内訳

平成28年6月30日現在

品名	形状	数量	備考
組立てテント	GK式2号	1張	幅 5.4m奥行き 3.6m
組立てテント	GK式2号	1張	石山分団倉庫に保管
FKアルミ折りたたみリヤカー	ST型	1台	
アルミ四つ折り担架		4台	
ハロゲン投光器	300W	2台	三脚付き
トランシーバー	FTH-108	5台	防水型
ハンド型メガホン	ER-116S	2台	防滴型
防災用かまどセット一斗用	HK-550	1台	
ウォータータンク	10 $\frac{1}{2}$ ℓ	10個	
発電機	EU9i	2台	
電工ドラム	1.25m <sup>2</sup> ×2C	2台	30m巻
エコロジー食器セット	100人用	1式	
調理用品セット	20点セット	1式	
ヘルメット	PC型	19個	貸し出し11個(別紙)
消化バケツ	8 $\frac{1}{2}$ ℓ用	20個	
パック毛布	ポリエステル	20枚	
一輪車	深型	3台	
スコップ(ケンスコ)		10丁	
ブルーシート	3.6m×5.4m	20枚	
土嚢袋	FKスーパー	100袋	
ソーラー発電システム		1式	
ベストと帽子		6セット	
のぼり		24本	各自治会2本支所2本配付
ベストと帽子		40セット	本部役員・自治会長・防災 支部長・防災士に配付
チェンソー		1台	2016・6・3 購入
ジャッキ		1台	2016・6・3 購入
バール		1丁	2016・6・3 購入
保護面		1面	2016・6・3 購入
保護手袋		1袋	2016・6・3 購入



## 避難者の皆さまへ(お願い) (避難所共通掲示事項)

石山学区避難所運営委員会

(1)避難所生活は、自分の家と違って不便や不自由なことがたくさんあります。

お互いに辛抱して協力し助け合って過ごして頂くようお願いいたします。

(2)避難所生活に関する基本事項は、皆さんが選んだメンバーで構成する避難所運営委員会で決めます。決まったことはみんなで守りましょう。

(3)避難所館内及び敷地内は、すべて禁煙・禁酒になっています。喫煙される方携帯用灰皿を準備のうえ、敷地外でお願いします。

(4)愛犬等ペット類は、盲導犬を除き指定場所で飼育してください。

避難者の中には動物嫌いやペットアレルギーの方がおられます。  
飼い主に求められるマナーは、最小限守って頂くようお願いいたします。

(5)身の回りの清掃に努めていただくようお願いいたします。

ごみは分別のうえ指定期日に指定場所に出してください。

(6)貴重品は、各自が責任をもって管理してください。

(7)入室禁止場所には立ち入らないでください。

(8)ストーブやトースト、電熱器具など、電源を使用する場合は、火災予防上、事前に運営委員会に申し出てください。

(9)その他、皆さんへのお知らせ事項は、その都度掲示板に掲示します。

以上

## 石山学区避難所開設・運営上の検討課題

1. 休日、深夜発災時に備えた避難所施設予備キー保管体制について
2. 石山中学校体育館と市民体育館の避難所開設  
・運営体制について（石山自主防と協議）
3. 石山学区福祉避難所の見直し  
・運営体制について  
・市民センターの福祉避難所への変更  
・特養ホーム等へ受け入れ提携
4. 体育館内用ブルーシート、避難所開設運営時の七つ道具及びその保管箱など大地震発生時、直ちに必要となる物品購入の予算措置について
5. 学区防災倉庫を増設置することについて（現在は石山団地・石山小学校・消防団詰所）  
テント、炊き出し器材、発電機、土嚢、スコップ、ハンマー、担架等
6. 大地震発生時、防災倉庫保有の発電機等資機材等の活用について
7. 避難所開設・運営時におけるサポートボランティア体制について
8. 避難所開設・運営時における各町防災士の関わりについて
9. 各町別災害図上訓練（DIG）を実施することについて  
各町の大地震、暴風雨別災害ポテンシャル及び避難経路における危険個所の確認、対策検討の必要性
10. 石山学区北部・南部別に避難所開設の是非について  
・運営訓練を実施することについて
11. 石山学区内医院、在住医師、看護師とのトリアージ、治療体制提携について
12. 赤十字奉仕団石山分団の救護支援体制強化について
13. 簡易トイレレンタル業者との提携について